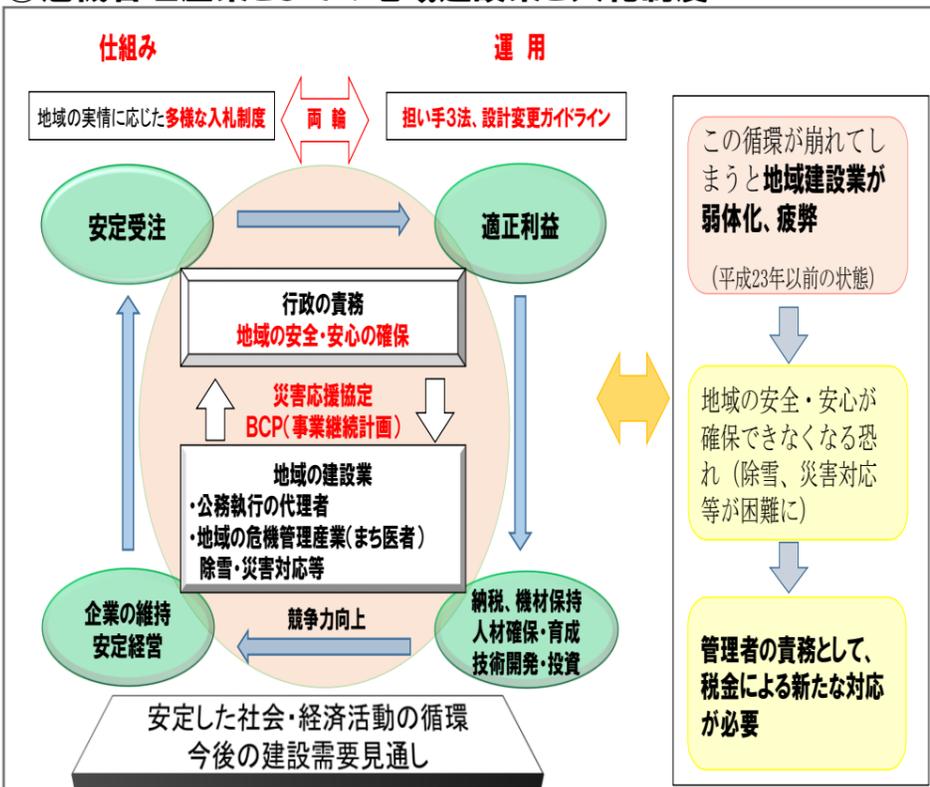


## ①危機管理産業としての地域建設業と入札制度



## ②現行の入札制度の課題・問題点

課題	問題点
①受注できる業者と受注できない業者の二極化 ②地域の安全・安心を担う業者が安定的に受注できない ・除雪作業を実施しているものの県発注工事を受注できない企業が存在 ・受注見通しが見えず、経営計画が立てられない	①地域に密着した3千万円未満の工事を地域の守り手である地元企業が受注できる環境整備が不十分 ②総合評価方式(特別簡易型)での評価点は企業によって固定化しており、受注に片寄りが発生している ③適正な競争は必要だが、(改正品確法の主旨に反する)ダンピングを助長する行き過ぎた価格競争
<b>新たな動き</b> 福島県建設業審議会知事答申(H29.1月) ・地域の実情に応じた発注のための施策の一つとして、BCPの策定や災害時応援協定を締結している地域企業などの適正性を確保した指名競争入札を導入すべきである。	福島県建設業振興プラン(H29.3月) ・福島県の最低制限価格や低入札価格調査基準の妥当性を確認するため、他県等の設定、活用状況を調査した上で、必要に応じて適切に見直しを行います。 ・入札方式については、他県等の状況を詳細に調査し全国的な動向を把握した上で、平成18年の入札等改革の趣旨を踏まえつつ、そのあり方を広く検討していきます。
<b>総合評価方式による入札における適切なダンピング対策推進(H29.9月)※総務省、国土交通省</b> ○低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準の導入 ・失格とする価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、それによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することにより、制度の実効性を確保すること。 ・価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること。	<b>行き過ぎた価格競争の是正</b> ①条件付一般競争入札方式における最低制限価格の引き上げ ②総合評価方式における低入札価格調査の調査基準価格および失格基準の引き上げ、幅の縮減 ③低入札価格調査制度におけるペナルティの追加(契約保証金の増額、前払金の減額、技術者の2名配置、複数契約の禁止、評価点の減点措置等) ④低入札価格調査制度における審査の厳格化
<b>3千万円未満の工事を地元企業が受注できる環境整備</b> ①総合評価方式(特別簡易型) ②指名競争入札 → 指名基準の透明化、客観性の確保	

## ③総合評価方式(特別簡易型)のシミュレーション

○価格競争を助長させないために  
 ○評価項目: 入札参加者の所在地0.5点加算(H29.4改正)  
 ○対象案件: 平成28年度県土木部発注の一般土木工事(特別簡易型) 予定価格29,365千円(地域企業にとって重要な概ね50,000千円未満の工事)

発注方式	工種	該当件数
総合評価方式(特別簡易型)	土木	5件
	舗装	0件
条件付一般競争入札	土木	3件
	舗装	16件

A社: 他管内業者(落札者) B社: 評価値が最も高い管内業者

**①入札結果**

(単位:千円) (単位:点)

A社 26,062 (入札額) B社 28,500 (入札額) → A社 4.50 (加算点) B社 9.75 (加算点) → A社 40,096 (評価値) B社 38,508 (評価値)

**②見直し後(入札参加者の所在地0.5点加算)**

(単位:千円) (単位:点)

A社 26,062 (入札額) B社 28,500 (入札額) → A社 4.50 (加算点) B社 10.25 (加算点) → A社 40,096 (評価値) B社 38,684 (評価値)

**③逆転するための加算点(入札額は同じ)**

(単位:千円) (単位:点)

A社 26,062 (入札額) B社 28,500 (入札額) → A社 4.50 (加算点) B社 14.75 (加算点) → A社 40,096 (評価値) B社 40,263 (評価値)

**④加算0.5で逆転するための入札額**

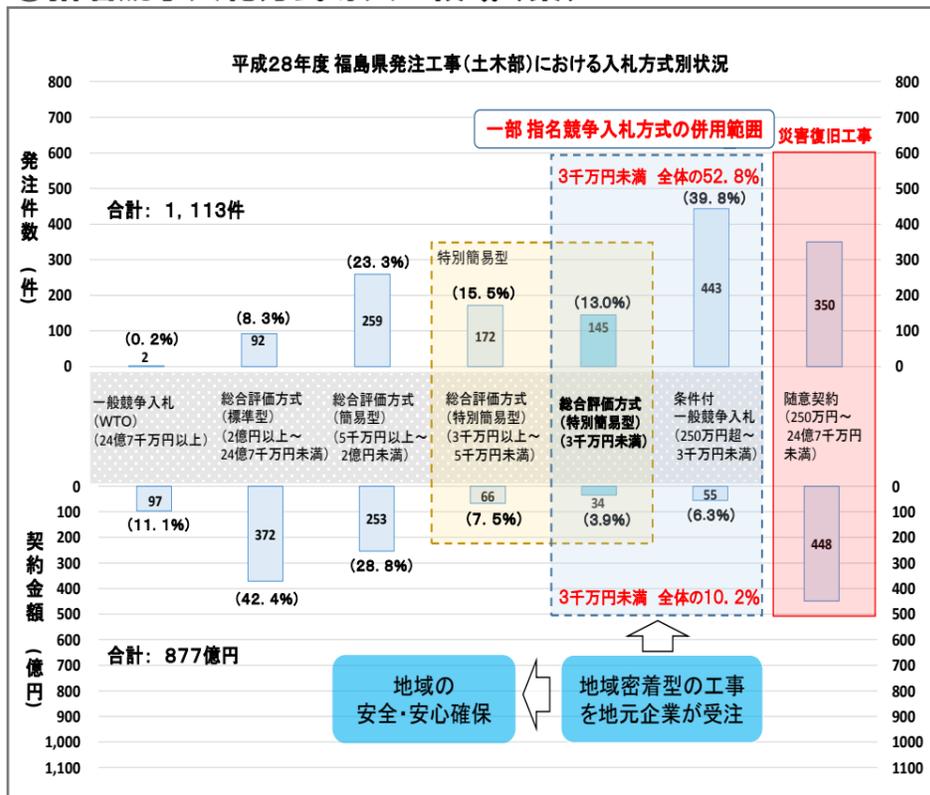
(単位:千円) (単位:点)

A社 26,062 (入札額) B社 27,490 (入札額) → A社 4.50 (加算点) B社 10.25 (加算点) → A社 40,096 (評価値) B社 40,105 (評価値)

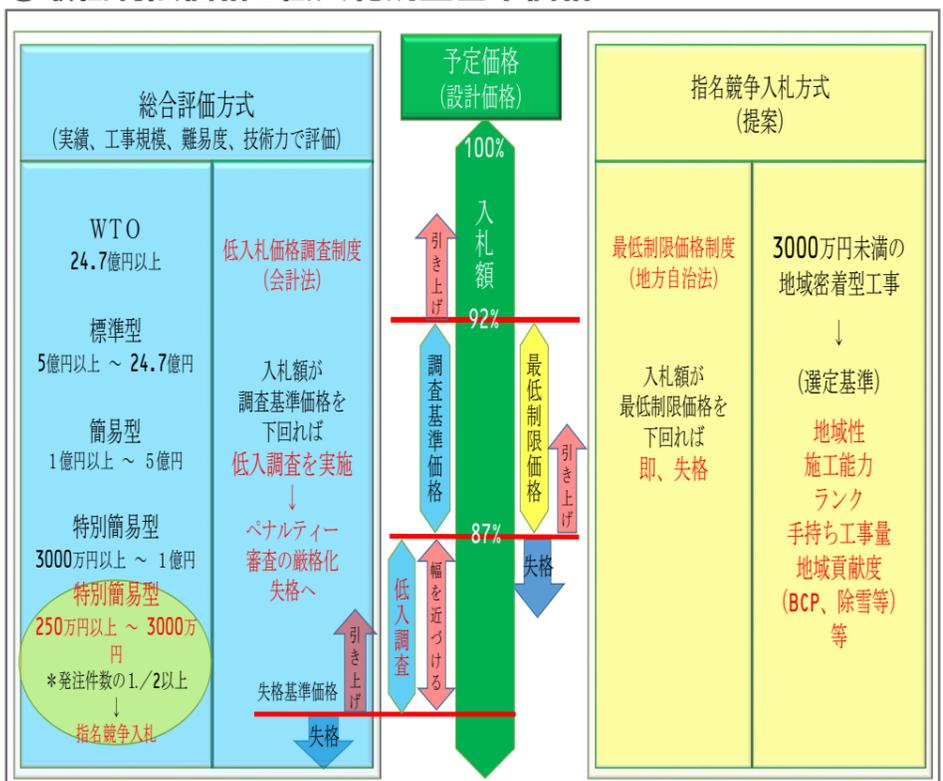
**(結論)**

- 価格競争の激化が助長されることから、価格競争における最低制限価格の引き上げ、低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準の引き上げ、幅の縮減、低入札価格調査制度におけるペナルティの追加
- ①契約保証金の増額、②前払金の減額、③技術者の2名配置、④複数契約の禁止、⑤評価点の減点措置等
- ・低入札価格調査制度における審査の厳格化が必要。

## ④指名競争入札方式導入の領域(案)



## ⑤最低制限価格と低入札調査基準価格



## ⑥福島県の低入札価格失格基準のシミュレーション

	金額区分	構成割合	経費の内訳				工事費計(設計価格)		
			直接工事費	間接工事費					
			材料費	機械経費	労務費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	
国(H.29.4.1) (調査基準価格)	基準値	59%	30%	11%	18%	11%	22%	8%	100%
	*H20諸経費調査	95%	95%	100%	0.90	0.90	0.55	設計価格に対する比率 91%	
山形県の調査基準価格	基準値	0.97	0.90	0.95	0.65	93%			
福島県の失格基準	H29 10/1以降	5千万円以下	基準値	0.95	0.90	0.50	90%		
	5千万円超 ~ 5億円以下	基準値	0.90	0.90	0.85	86%			
	5億円超	基準値	0.90	0.90	0.80	85%			
	金額区分なし	5千万円以下	基準値	0.95	0.90	0.50	90%		
	5千万円超 ~ 5億円以下	基準値	0.95	0.90	0.90	90%			
	5億円超	基準値	0.95	0.90	0.90	90%			
	国並み	5千万円以下	基準値	0.97	0.90	0.55	91%		
	5千万円超 ~ 5億円以下	基準値	0.97	0.90	0.90	91%			
	5億円超	基準値	0.97	0.90	0.55	91%			
	改善案	5千万円以下	基準値	0.97	0.90	0.80	93%		
5千万円超 ~ 5億円以下	基準値	0.97	0.90	0.90	93%				
5億円超	基準値	0.97	0.90	0.80	93%				

\*工事の最低制限価格の設定範囲は予定価格の87%~92%(変更なし)  
 \*共通仮設費 運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費等  
 \*現場管理費 工事監理に必要な経費(現場常駐社員の給与、労務者の交通費、外注経費、労災保険等の法定福利等)  
 \*一般管理費 会社の本店での必要経費、試験研究費、適正利潤  
 \*復興係数 被災3県に対する単年度の特別措置としての諸経費の割り増し(共通仮設費×1.5、現場管理費×1.2)